

コンプライアンスの欠如？常識の欠如 市役所は市民の求めに応じているか？

■交付決定後の取り消しは酷すぎる

障害者や高齢者の不便解消のために住宅改造に助成があります。

和式のトイレは足腰の不自由な人には使いづらい。で、この制度を利用して洋式トイレに改造をした島原市民の話。

これは長崎県ほぼ一律で、介護制度で助成して、さらに市が追加助成するもの。この方の場合、トイレ改造に44万円ほどかかるというのですが、介護保険から18万円、島原市福祉課から追加助成11万円が見込めるというので、15万円の負担で済むのならと申請に踏み切ったという。

介護制度でも要件を満たし、交付が決定したのに続いて島原市の方も助成金交付を決定した。（平成28年10月）

決定通知を確認してのち、11月に工事が完了した。工事完了を確認して助成金支払い目前で、（追加の場合単身者に限るという）交付要件を満たしていないことが分かったということで、11万円の助成金が取り消されたというのです。

申請した側には全く落ち度はなく、役所の確認ミスで決定通知を出しておきながら、市民にしてみれば15万円と思っていた工事費が26万円になった。ほとんど詐欺です。

不思議で残念なのは、担当職員もその上司の係長も課長も部長も、この措置に問題はないと思っていることです。ミスは認めるが、条件を満たしていないのだから助成するわけにはいかない、11万円の本人負担は仕方ない（取り消しは正しい判断だ）。と。

これは一職員の問題ではなく島原市職員に横たわるコンプライアンス欠如の問題なのではないか。市民の立場になって考えるという基本的な常識が欠落しているのではないか。

■コンプライアンス

カタカナで恐縮だが、コンプライアンスという言葉があって、よく「法令遵守」と訳されている。役所が仕事をするとき法を守るのが大事ということだ。

コンプライアンスは元々「市民の求めに応じること」をいう。法は元々市民のために作られているのだから、法を守るとは市民の求めに応じることになるはず。

しかし、世の中世知辛くなったのか？法さえ守ればいいじゃないか、現行犯で見つからなきゃ違反してもいいさという風潮。市民のためにあるはずの法で逆に市民がいじめられる。

本来の法の精神（＝法は市民のためにある）が忘れられがちなので、近頃はコンプライアンスという言葉が使われるようになった。企業コンプライアンスという言葉はお客様のことを忘れて儲け主義に走ることを戒める意味だ。

コンプライアンスの自治体間格差が広がっているが、島原は他自治体に比べてかなりひどいのではないか。

窓口対応等でも多くクレームをいただきます。たまに市民の方が無理難題をぶつけているケースもありますが、どうも島原市職員は常識がない（市民の立場に立って考えない）ようです。

■（解釈で）法律も無視

法律のさらに上にある憲法で禁じてある集団的自衛権を違憲ではないと勝手に解釈し、何でもありの安保法（戦争法）を押し付けるような国だから、「法さえ守ればいい」は更に劣化し「国民市民が気付かなければ、法は破っていい」となる。そんなデタラメ官僚が地方自治体にもはびこりつつあります。